

災害時における避難所等の安全確保等に関する協定を締結

☎ 安心安全課 (☎27-2706)

災害発生時に、避難所の安全確保や運営支援、無人航空機の活用による被災状況などの情報収集を目的とした協力業務に関する協定をALSOK群馬(株)と締結しました。市と事業者で相互に協力して、災害に対して安心・安全な体制の強化を推進します。



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

☎ 市民課 (☎27-2726)

戸籍法の改正により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。本籍地の市区町村から郵送される通知書を必ず確認してください。

※改正法は5月26日(月)に施行され、本市では施行日以降に順次通知書を発送します



▲市HP

**通知書の振り仮名が実際の読み方と同じ場合は
届け出の必要はありません**

通知書に記載された振り仮名が実際に使用している読み方と同じ場合は、届け出の必要はありません。

**通知書の振り仮名が実際の読み方と異なる場合は
届け出が必要です**

通知書に記載された振り仮名が実際に使用している読み方と異なる場合は令和8年5月25日(月)までに必ず届け出を行ってください。

※本年5月26日(月)以降に出生届や帰化届などにより初めて戸籍に記載される人は、届け出の際に併せて氏名の振り仮名を届け出ることになります

届け出の方法

オンラインまたは市区町村の窓口、郵送で届け出をしてください。詳しくは法務省ウェブサイトを確認してください。



▲法務省ウェブサイト

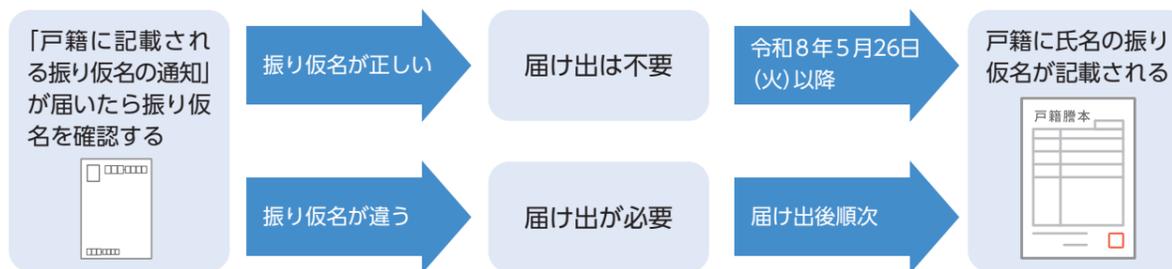
- オンラインでの届け出＝マイナポータルから届け出をしてください。オンラインで届け出が完了するため便利です
※マイナンバーカードの暗証番号が必要です
- 市区町村の窓口・郵送での届け出＝最寄りの市区町村の窓口または本籍地の市区町村に郵送で届け出をしてください

振り仮名を順次戸籍に記載します

令和8年5月25日(月)までに届け出がなかった場合は、通知した振り仮名が本籍地市区町村において戸籍に順次記載されます。この場合、1回に限り振り仮名の変更の届け出ができます。

※振り仮名の届け出をした人が、その振り仮名を変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要です

戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ



熱中症予防

水分補給は早めに小まめに～みんなで声かけしよう～

熱中症は、暑くなり始める前の5月や梅雨入り前から発症することがあるため注意が必要です。

熱中症にならないためには、日頃から生活習慣を整えることが大切です。各自が正しい知識と対処法を身に付けて、熱中症を予防しましょう。熱中症の予防方法は市HPでも紹介しています。



▲市HP

☎ 保健センター (☎27-6290)

熱中症予防シェルターが利用できます

暑い日の一時的な避難場所として、10月まで市内の公共施設に熱中症予防シェルターおよびクーリングシェルターを開所します。



▲市HP

※クーリングシェルターは熱中症警戒アラートが発令された場合のみ開所します

熱中症を防ぐために事前にできること



熱中症に関するQ&A

- Q 熱中症の症状は？
A 目まいや頭痛、吐き気、体のだるさ、足がつるなどがあります。重度の場合にはけいれんや意識障害が起こり、命に関わる状況になります。
- Q 熱中症が起こりやすい場所は？
A 住宅内が最も多く、次いで道路工事現場や工場などの職場、続いて屋外で起こりやすいといわれています。
- Q 熱中症になりやすい人は？
A 高齢者や子ども(特に乳幼児)、持病がある人などが熱中症になりやすいといわれています。また、睡眠不足や二日酔いなどの体調不良、水分摂取が困難な環境、暑さに慣れていない状態でも熱中症は起こりやすくなります。



さまざまな場面で熱中症を予防しましょう

住居での熱中症予防

- すだれやカーテンで日差しを遮る
- エアコンや扇風機を使用して、室温28度以下・湿度70%以下を目安に調節する

職場での熱中症予防

炎天下での屋外作業や温度の高い屋内での作業は、体への負担が大きいため、小まめに休憩を取りましょう。

外出時の熱中症予防

- 直射日光を防ぎ、風通しの良い場所や日陰を通る
- 強い日差しの下での外出や激しい運動は避ける

特に熱中症になりやすい環境

- 梅雨から夏季への移行期で急に暑さが増す時
- 高温・多湿な場所
- 体を動かす時間が長い時